平成２９年（フ）第２５９号
大津市水明２丁目４番地９、前住所大津市湖青２丁目２番地２
債務者　新庄　晶子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６７号
大津市国分１丁目17番９号
債務者　野間電気こと　野間　好男
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６２５号
広島市南区翠５丁目14番15号
債務者　可部設備こと　可部　辰雄
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６８号
愛媛県松山市中村５丁目13番26号　富士荘５号
債務者　髙橋　聖樹
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９０号
愛媛県松山市束本２丁目３番15号　メロディーハイツ束本301号
債務者　梶原　直人
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５号
高知県高岡郡越知町野老山293番地
債務者　藤原　小夜
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第２４９号
宮崎市高洲町235番地26
債務者　武井亮一郎
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９７号
福島市宮代字田尻４番地の24　グリーンスタジオ102
債務者　紺野　孝生
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第９９号
福島市永井川字松木下５番地の１　パレスクローバー203
債務者　安田　豊美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１４５号
長野県松本市北深志３丁目８番１号　サンビレッヂ開智Ｂ101
債務者　山本　　孝
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１５４号
長野県塩尻市大字広丘吉田341番地９　太田アーバン203
債務者　泉　　勝明
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第６１号
長野県岡谷市赤羽２丁目５番４―231号　県住学びヶ丘4231号
債務者　小林　裕樹
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第９５号
福岡県飯塚市平恒966番地14
債務者　江藤　智也
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第９８号
佐賀県武雄市北方町大字志久1638番地13
債務者　宮崎　大喜
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１０１号
宮崎県日向市大字平岩243番地１
債務者　児玉　純子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１４３号
神奈川県横須賀市浦郷町２丁目33番地　佐野アパート２Ｆ
債務者　小泉　眞理
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第５５号
石川県加賀市塩屋町イの73番地
債務者　市野　博之
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
金沢地方裁判所小松支部